

岩手県建設工事紛争審査会における
建設工事紛争処理手続の手引

岩手県建設工事紛争審査会事務局

1 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づいて設置された公的機関で、国土交通省に中央建設工事紛争審査会が、各都道府県に都道府県建設工事紛争審査会が設置されています。

- 審査会は、建設業者を指導・監督したり、技術的な鑑定を行う機関ではありません。
- 不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

2 審査会の委員について

審査会の委員は、弁護士などの法律委員や、建築・土木の専門家などの技術委員から構成されており、それぞれの事件に応じて指名された担当委員が紛争の解決にあたります。

3 審査会の管轄について

中央審査会と都道府県審査会の管轄（取扱区分）は次のとおりです。

(1) 中央審査会

- 当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合。
- 当事者の双方が建設業者であって、許可をした行政庁が異なる場合。

(2) 都道府県審査会

- 当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合。
- 当事者の一方のみが建設業者であって、当該都道府県知事の許可を受けたものである場合。 など

4 紛争処理の方法について

審査会は、建設工事の請負契約に関する紛争について、建設業法の規定に基づき「あっせん」、「調停」、「仲裁」を行います。いずれの手続きにおいても、担当委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として、当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図りますが、必要があれば現地への立入検査なども行い事実関係の究明に努めます。申請をされる方は、事件の性質、解決の難しさ、緊急性などにより、いずれの手続きによるかを選択することになります。

それぞれの手続きの概要は次の表のとおりです。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担 当 委 員	1名又は2名	3 名	3 名
審 理 回 数	1～2回	3～5回	必要な回数
特 色	調停の手続きを簡略にしたもので、技術的な争点が少ない場合に適している。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審性。仲裁判断の内容については裁判でも争うことができない。
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力をもつ。 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じ効力をもつ。 (執行決定を得て強制執行ができる。)
そ の 他			仲裁合意が必要

- 一方又は双方が互いに譲歩することなく、容易に妥協点が見いだせないようなときには、手続きは打ち切られることとなります。
- 「仲裁合意」とは、紛争の解決を第三者（審査会）へ委ね裁判所へは提訴しないことを約した当事者の合意を言い、仲裁手続きを進めるためには、当事者間にこの合意があることが必要です。なお、仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に消費者と事業者の間で締結された仲裁合意については、消費者に解除権が認められています。
- 審査会への仲裁申請には、仲裁法第29条第2項により**時効の完成猶予及び更新**の効力があります。あっせん及び調停については、建設業法第25条の16により、打切通知到達後1ヶ月以内に訴えを提起（仲裁申請を含む。）した場合、あっせん又は調停の申請の時に時効が**完成猶予**したものとみなされます。

5 審査会への申請方法について

(1) 申請書

申請書は、別添1の「申請書記載例」により作成し、申請人が記名押印したうえで、紛争審査会事務局へ提出してください。

- 申請書に記載しなければならない事項は、建設業法で規定されていますので、必ず記載例に従って作成してください。

(2) 証拠書類

申請書と併せ、工事請負契約書など、申請書に記載されている事実や主張を証

明するための書類を提出してください。

提出された証拠書類は返還しませんので、原本を提出すると支障のあるものは、その写しでもかまいません。

(3) 添付書類

- 当事者が法人のときは、商業登記簿謄本又は資格証明書。
(当事者の双方が法人のときは、双方分が必要です。)
- 代理人を選任したときは、当事者本人からの委任状。
- 仲裁の申請をするときは、仲裁合意書。(別添2参照)
- 合意によって管轄審査会を定めたときは、管轄合意書。(別添3参照)

(4) 申請書・証拠書類・添付書類の提出部数

- 申請書・証拠書類
あっせん ----- 4部 (正本1部、副本3部)
調 停 ----- 5部 (正本1部、副本4部)
仲 裁 ----- 5部 (正本1部、副本4部)
- 添付書類
申請書の正本に1部添付してください。

(5) 申請手数料

- 納付方法
申請書の正本に、手数料分の岩手県収入証紙をはりつけて提出してください。

申請手数料は、申請を取下げた場合でも返還しません。また、紛争処理をしないことになったり、不調に終わった場合も同様です。(建設業法施行令第26条の3に定める場合を除く。)

- 手数料の額 (簡便算出表)

◆ あっせん

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位) × 20円 + 8,000円
2500万円まで	価額(1万円単位) × 15円 + 10,500円
2500万円を超えるとき	価額(1万円単位) × 10円 + 23,000円
算定不能のとき	18,000円

◆ 調停

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位) × 40円 + 16,000円
1億円まで	価額(1万円単位) × 25円 + 23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位) × 15円 + 123,500円
算定不能のとき	36,000円

◆ 仲裁

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位) × 100円 + 40,000円
1億円まで	価額(1万円単位) × 60円 + 60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位) × 20円 + 460,000円
算定不能のとき	90,000円

※ 申請手数料については、消費税は非課税とされています。

※ 請求する事項の価額1万円未満は切り上げて計算します。

【計算例】 7,654,300円の請求をする場合

あっせん ----- 766 × 15円 + 10,500円 = 21,990円

調 停 ----- 766 × 25円 + 23,500円 = 42,650円

仲 裁 ----- 766 × 60円 + 60,000円 = 105,960円

6 紛争の処理に要する費用について

(1) 費用負担の原則

紛争処理に要する費用については、原則として、各自負担とされています。各自負担とは、折半の意味ではなく、当事者各々がその発意によって行われた立証等の費用を負担するということです。

(2) 通信運搬費の予納

申請書受理の後、申請人から、紛争処理手続に必要な郵便料金などに充てるための費用を予納していただきます。県から送付される納入通知票により、期限までに納入してください。予納額は次のとおりです。

申請の種類	あっせん	調 停	仲 裁
予 納 額	1万円	2万円	3万円

(3) 申立ての行為に係る費用の予納

立入検査、証人尋問などは、当事者の申立てにより行いますが、これらを行うときには、申立人から、(2)と同様の方法により、あらかじめ費用を納入していただきます。

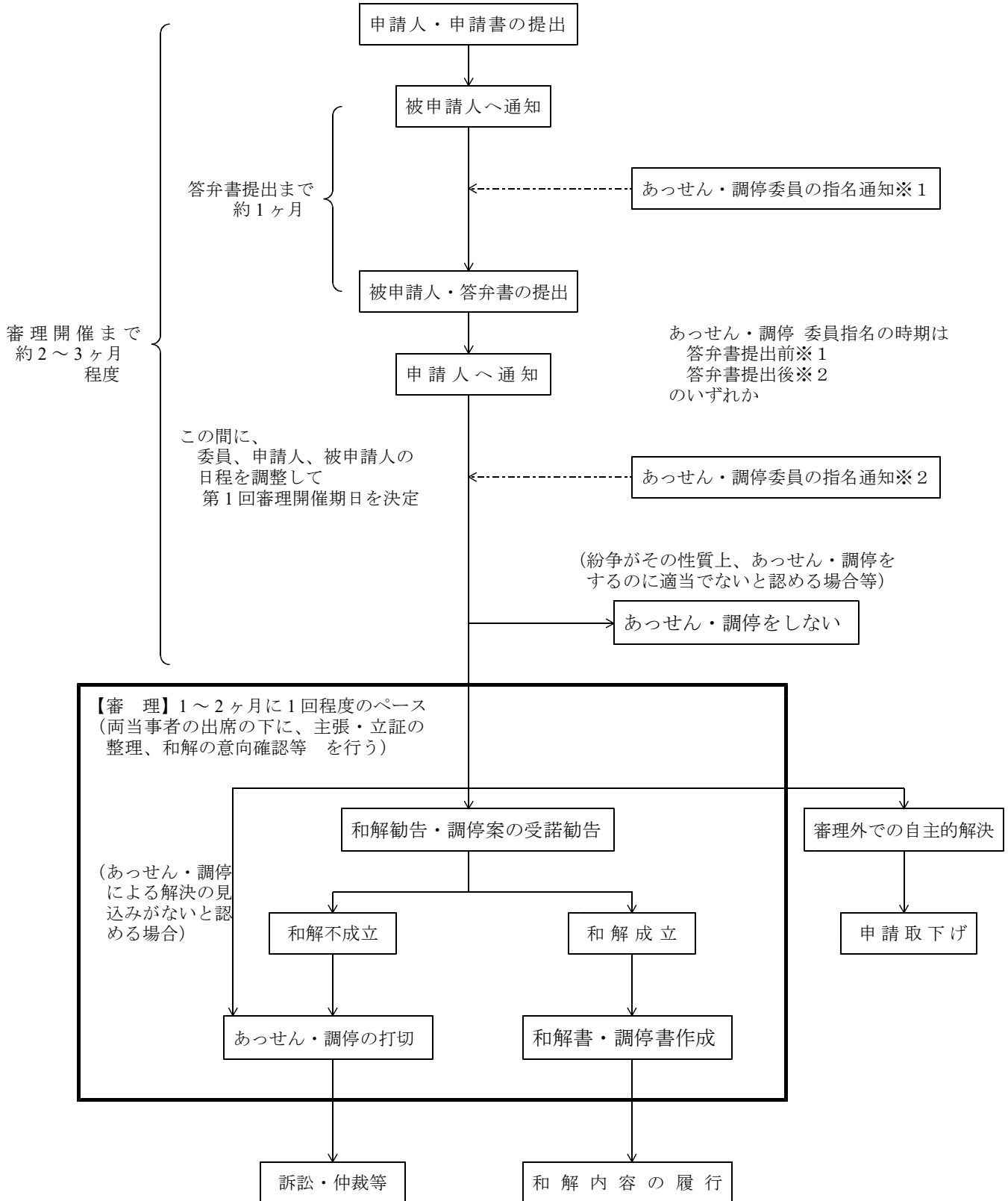
(4) 費用の精算等

(2)及び(3)により納入された費用が不足しそうなときには、その都度追加予納していただくことになります。

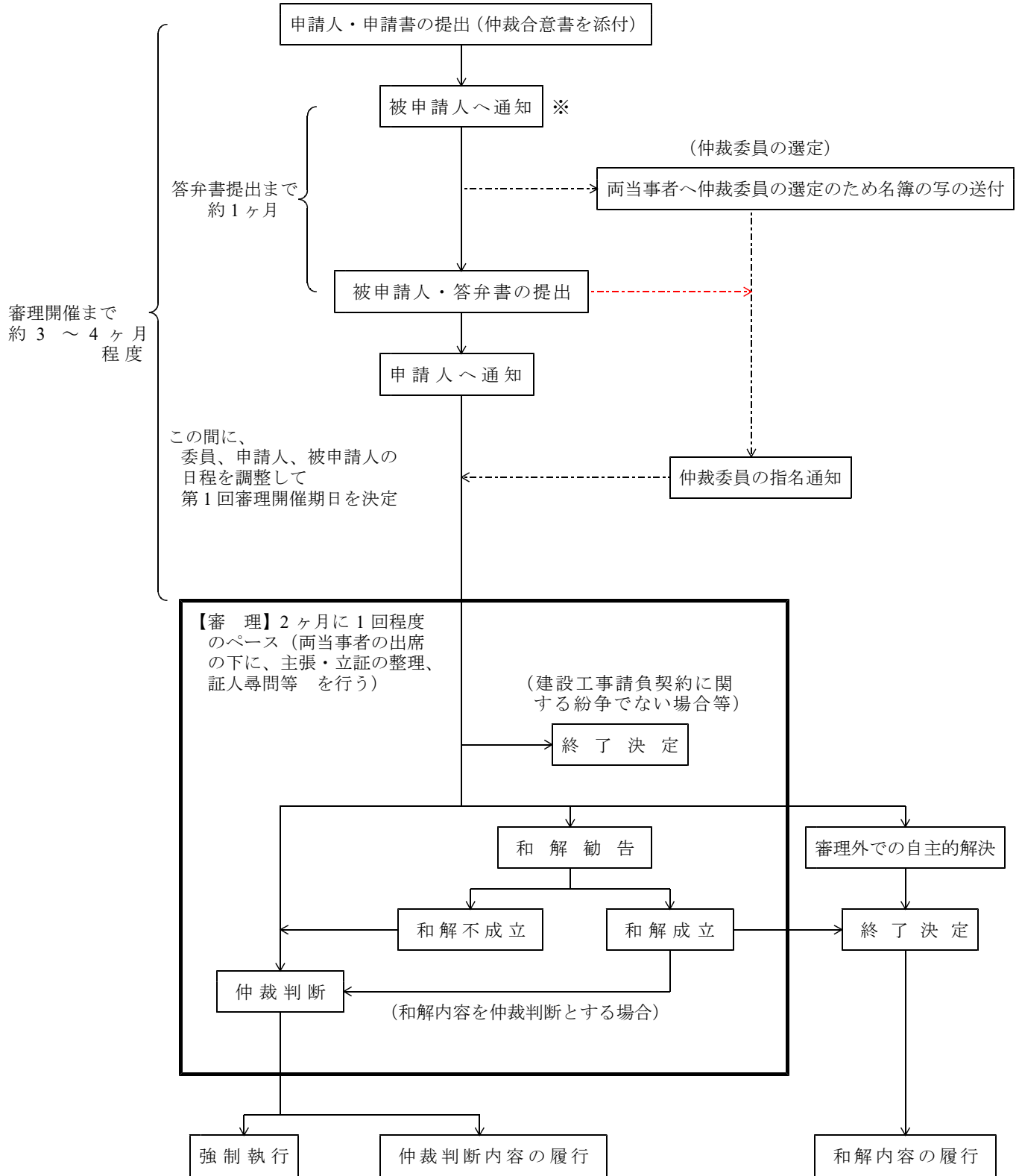
また、これら予納された費用については、紛争処理手続終了後又は申立行為終了後に精算し、余剰金があれば返還します。

II. 紛争処理手続の流れ

〔調停あっせん〕



【 仲 裁 】



※ 仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に締結された仲裁合意に基づいて事業者が消費者を被申请人として申請書を提出した場合には、消費者に仲裁合意の解除権が認められており、その旨が併せて被申请人に通知されます。また、第1回口頭審理では、まず被申请人に対して解除権を放棄する意思があるかどうかの確認が行われます（仲裁法附則第3条）。

別添 1 申請書記載例

〇 〇 申 請 書

1 当事者及びその代理人の住所氏名 [注1]

〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 Tel 000-000-0000
申請人(注文者) 〇〇〇〇

〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 Tel 000-000-0000
同代理人弁護士 〇〇〇〇 ㊞

〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 Tel 000-000-0000
被申請人(請負者) 〇〇建設株式会社
代表者代表取締役 〇〇〇〇

2 許可行政庁の名称及び許可番号 [注2]

被申請人 〇〇建設株式会社
〇〇〇〇許可(般・特-〇〇)第〇〇〇〇〇号

3 〇〇を求める事項 [注3]

被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵修補代金として金〇〇〇〇万円を支払え、との〇〇を求める。

4 紛争の問題点及び交渉経過の概要 [注4]

- ① 申請人と被申請人とは、平成〇年〇月〇日別紙請負契約書のとおり請負契約を締結した。(甲第1号証参照)
そして、平成〇年〇月〇日月上旬に工事が完成し、引渡を受けた。
- ② ところが、入居直後より、2階天井部分からの雨漏りが発生し、天井部分が汚損するに至った。(甲第2号証の1~3参照)
また、1階和室のサッシ部分から雨水が侵入し、建具及び壁が汚損するに至った。(甲第2号証の4~7参照)
- ③ 申請人は、被申請人に対し、②の瑕疵について修補するように再三申し入れたにもかかわらず、被申請人は誠意をもって対応せず、必要な補修工事を行わない。
- ④ 申請人は、やむを得ず、天井部分の雨漏りについては独自で修補及び防水工事を行った。それに要した費用は金〇〇〇万円である。(甲第3号証参照)

⑤ また、1階和室部の修補及び防水に要する費用は、別業者に見積もらせたところ、金〇〇〇万円である。(甲第4号証参照)

⑥ よって、申請人は、被申請人に対し、④及び⑤の計金〇〇〇〇万円の支払いを求めるものである。

5 工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項 [注5]

工事名 〇〇邸(木造二階建住宅)新築工事
工事現場 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
請負金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
工期 平成〇年〇月〇日～〇月〇日

6 申請手数料の額 [注6] 金 〇〇〇, 〇〇〇 円

7 申請の年月日 [注7] 平成〇年〇月〇日

岩手県建設工事紛争審査会 御中

添付書類 [注8]

資格証明書 1 通
委任状 1 通
仲裁合意書 1 通
管轄合意書 1 通

証拠書類 [注9]

甲第1号証 工事請負契約書
甲第2号証の1から7 雨漏りの状況写真
甲第3号証 2階天井部分の修補及び防水に要した費用を証する書面
甲第4号証 瑕疵修補費用見積書

[注10]



【 申請書作成上の留意事項 】

申請書は、A4版、横書、左とじ

〔注1〕 当事者及びその代理人の住所氏名

(1) 申請人の記載

① 申請人が個人の場合

個人名を記載して押印する。

② 申請人が法人の場合

法人名及び代表者の役職及び氏名を記載して押印（社印）する。

③ 代理人を選任した場合

代理人の氏名を記載して代理人が押印する。この場合、紛争処理手続きに関する権限について、代理人が、当事者本人から委任を受けていることを証する書面（委任状）を添付する必要がある。

(2) 被申請人の記載

被申請人が個人の場合は個人名を、法人の場合は法人名及び代表者（代表取締役）の氏名を記載する。

〔注2〕 許可行政庁の名称及び許可番号

管轄審査会を確認する必要があるため、申請人、被申請人の別を問わず、建設業許可を受けている場合は必ず記載する。

許可番号等が不明の場合は、当該建設業者から直接聞くか、許可をした行政庁に問い合わせる。

※ 許可行政庁

国土交通大臣許可 …… 国土交通省総合政策局建設業課

都道府県知事許可 …… 業者の本店の所在する都道府県庁の許可担当部局

〔注3〕 あっせん、調停、仲裁を求める事項

訴状の「請求の趣旨」に相当するもの。何を請求するのかの結論を書く部分であり、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載する。

〔注4〕 紛争の問題点及び交渉経過の概要

訴状の「請求の原因」に相当するもの。請求の内容を具体的に説明するであり、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載する。

なお、手続きを円滑に進めるため、被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かりやすく、できる限り証拠を示して記載する。

〔注5〕 工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項

工事請負契約書に記載されている事項を転記する。

[注6] 申請手数料の額

被申請人に請求する事項の価額に応じ、手数料金額を記載する。

[注7] 申請の年月日

実際に審査会に申請書を提出する年月日を記載する。申請書を作成した日ではないので注意する。

[注8] 添付書類 申請書の正本に1通を添付する。

- (1) 資格証明書…… 申請人、被申請人が法人である場合に添付する。
商業登記簿謄本でもよい。
- (2) 委任状…… 紛争処理に関する権限を代理人に委任するときに添付する。
- (3) 仲裁合意書…… 仲裁を申請する場合にのみ必要となる。
- (4) 管轄合意書…… 本来の管轄ではない審査会を管轄審査会とする場合に添付する。

[注9] 証拠書類

- (1) 工事請負契約書の写しは必ず提出する。
- (2) 証拠書類ごとに、朱書きにより、甲第〇〇号証と番号を付ける。写真アルバムの
ように数枚で一組となるものは、甲第〇〇号証の1、2……のように枝番号を付ける。
- (3) 提出部数は、申請書の提出部数と同じ。(あっせん4部、調停・仲裁5部)

[注10] 岩手県収入証紙

申請手数料分の岩手県収入証紙を貼り付ける。割印、消印などはしないこと。

申請についてのお問い合わせは

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県県土整備部建設技術振興課内 岩手県建設工事紛争審査会事務局

TEL 019-629-5942 または 5954 (直通)

まで

